

補償保険制度について

活動中の万が一に備えて、会員登録すると自動的に保険に加入することになります。
町が保険に加入します。

●サービス提供会員傷害保険

ひきうけ会員が、ファミリー・サポート・センターの斡旋による支援活動中や、送迎中に傷害を被った時に補償します。

事 由	補償額	その他
死 亡	500 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 500 万円～20 万円	事故日より 180 日以内の後遺障害発生
入 院 (1 日)	3,000 円	事故日より 180 日を限度
手 術	3,000 円×所定倍率	事故日より 180 日以内に手術を受けた場合
通 院 (1 日)	2,000 円	事故日より 180 日以内で 90 日分を限度

●賠償責任保険

ひきうけ会員が支援活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で子どもや第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償します。

事 由	補償額	事 由	補償額
対人・対物(1 事故)	2 億円限度	初期対応費用 (1 事故)	1,000 万円限度 (見舞金・見舞品は 10 万円限度)
訴訟対応費用(1 事故)	1,000 万円限度		
受託者賠償責任保険	10 万円		



●依頼子供傷害保険

おねがい会員の子どもが支援活動中に傷害を被った場合、ひきうけ会員の過失の有無にかかわらず補償します。

事 由	補償額	その他
死 亡	300 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 300 万円～12 万円	事故日より 180 日以内の後遺障害発生
入 院 (1 日)	3,000 円	事故日より 180 日を限度
手 術	3,000 円×所定倍率	事故日より 180 日以内に手術を受けた場合
通 院 (1 日)	2,000 円	事故日より 180 日以内で 90 日分を限度

●研修・会合傷害保険

ファミリー・サポート・センター交流会の開催中及び自宅と会場の往復途上（通常経路）において、傷害を被った時に補償します。

事 由	補償額	その他
死 亡	300 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 300 万円～12 万円	事故日より 180 日以内の後遺障害発生
入 院 (1 日)	3,000 円	事故日より 180 日を限度
手 術	3,000 円×所定倍率	事故日より 180 日以内に手術を受けた場合
通 院 (1 日)	2,000 円	事故日より 180 日以内で 90 日分を限度

●お見舞金制度について

預かった子どもの加害事故（ひきうけ会員の財物や同居家族の身体・財物への損害）、活動に起因した病気、車での送迎中の事故（自損、当て逃げによりひきうけ会員の車が損傷した場合、ひきうけ会員が他人の車・財物に損害を与えた場合）について、お見舞金をお支払いする制度です。

お見舞金は、実際に支出された金額に応じ、60,000円を限度に支払います。ただし、自動車事故でひきうけ会員が加入する自動車保険（任意保険）を使用した場合は、一律10,000円を支払います。

また、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、感染事実が明らかな書類の提示により、死亡の場合は30,000円、感染の場合は10,000円をお支払いします。